

# 秋田県防除実施基準（変更）

平成19年4月  
秋 田 県

1 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域

秋田県において、松くい虫の駆除及びまん延の防止のため「防除実施基準」（平成15年9月26日農林水産省）に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域は次のとおりとする。

所 在 地		面 積 (h a)	区 域
郡市名	町村名		
横手市		120	旧雄物川町 22林班(ただし35~37、41小班に限る) 23林班(ただし40~41小班に限る) 24林班(ただし28小班に限る) 28林班(ただし2、11、19、24、26、27、30、32、38、39、41、46、47、49~51、55~56、59~61、63、66、67、70、71、76、83~86、93、95~98小班に限る) 29林班(ただし6、7、13、14、18、20、24、25、29、32、35、36、39、42、43、50、52、54、58、60小班に限る) 30林班(ただし56、59、63、66、67、73、79、81小班に限る) 31林班(ただし9、31、33、42、47、50、52、64、71小班に限る) 32林班(ただし20、26、30、31、32小班に限る) 34林班(ただし1、4、12、13、27、53、54、55、56、61、63、66小班に限る) 35林班(ただし24、57小班に限る) 36林班(ただし6、7、9小班に限る) 旧増田町 6林班(ただし31~33小班に限る) 7林班(ただし1~4、7~8、10、14~15小班に限る)
県 計		120	

2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

ア 国内希少野生動植物種、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息又は分布状況等について十分実態を把握し、特別防除を行う森林の周囲にこれらの貴重な野生動植物の生息地等がある場合には、これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう風向、風速等に十分注意し、当該生息地等から十分な間隔を保持する等適切な対策を講ずるものとする。

イ 病院、学校、家屋、水源等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設から十分な間隔を保持する等適切な対策を講ずるものとする。

ウ 住宅、宿泊所その他の家屋、水道、井戸その他の給水施設の周辺の森林において特別防除を実施する場合には、これらの施設に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意する等適切な対策を講ずるものとする。

エ 公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する場所、鉄道、道路その他の交通施設の周辺の森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等をも考慮の上、道路等の交通規制、迂回等通学誘導、入場規制等の必要な対策を講ずるものとする。

3 特別防除により農業、漁業その他事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措

## 置に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために、必要な措置を講ずるものとする。この場合、特に農作物、養蜂、養蚕、畜産、漁場等については、当該地域の実情に応じて関係団体等とも十分協議し、その意見を尊重した上、風向、風速等に十分注意して、対象物等からの十分な間隔の保持、その他適切な被害防止対策を実施するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るよう努めるものとする。

### ア 農作物関係

食品衛生法の規定により、農作物の種類及び農薬の種類ごとに残留農薬基準が定められており、特別防除による散布薬剤が周辺の農作物に飛散し、残留農薬基準値を超えて残留した場合、生産物の出荷停止・回収等の影響が生じることから、事前に栽培地の所在、作物の種類、収穫時期等を確認し、必要に応じて適切な対策を講ずるものとする。

また、散布区域周辺に有機栽培農作物等の栽培地がある場合には、薬剤の飛散が原因となって有機農作物等に関する認証が受けられなくなることのないよう現地状況に応じた適切な距離をとる等の対策を講ずるものとする。

さらに、散布区域周辺に葉たばこ栽培地がある場合には、薬剤の飛散による薬害が生じないよう現地状況に応じた適切な距離をとる等の対策を講ずるものとする。その他の農作物にあっても、その種類、生育時期によっては、薬剤の飛散による薬害が生じるおそれもあるので、十分留意すること。

### イ 養蜂関係

薬剤散布の実施に当たっては、事前に養蜂業者と連絡を取り、散布地域、散布時期、散布薬剤等を周知するとともに、必要に応じて対策の内容及び時期等について養蜂業者と協議し危被害の未然防止に努めるものとする。また、降雨等による散布時期の変更も考慮し養蜂業者との連絡方法を確保することとする。

### ウ 養蚕関係

桑園周辺の実施にあたっては、薬剤が飛散しないよう十分な距離をとるとともに、蚕室等については、必要に応じ被覆する等の方法により薬剤の飛散・流入を防ぐこととする。

### エ 畜産関係

畜舎及び鶏舎に薬剤が飛散しないよう距離をとるとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう注意すること。特に畜舎及び鶏舎周辺での低空飛行及び旋回をさけるよう作業開始前に操縦士と十分打ち合わせをすることとし、散布直後は、河川等の水を飲ませないよう指導することとする。

### オ 漁業関係

水産動物の養殖場等が散布区域の周辺にある場合には、風向、風速等に十分注意して薬剤が飛散しないよう必要な距離をおいて散布するとともに、水産動物又はその養殖施設等の一時移動又はビニール等による被覆、水産種苗の放流時期との調整等被害防止に万全を期すること。

## 4 その他森林病害虫等の薬剤による防除に関する事項

- (1) 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

ア 敷布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害物の位置を明示した地図を作成すること。

イ 敷布を開始する前に、散布を行う区域、散布除外区域及び航空機の飛行の障害物を示す標識を設置するとともに、アの地図に基づき、地上及び空中から、散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害

物の位置並びに当該標識の設置状況を十分に確認すること。

ウ 散布は、散布除外区域に散布するがないよう、風向、風速等に十分注意するとともに、イの標識を常に確認しながら行い、強風等の場合は、直ちに当該散布を中止すること。

エ 散布実施日に降雨、あるいは降雨直後及び散布後間もなく雨が降ることが予想されるときは、散布薬剤が枝葉に定着しにくく、また、霧のときは標識の確認が困難になるなど散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布を行わないこと。

- (2) 特別防除の実施に当たっては、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施目時、使用薬剤の種類、人によって薬剤による影響の程度が異なることを配慮した的確な対応措置を連絡するなど万一に備えた地域医療機関への周知徹底を図るものとする。
- (3) 特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の特別防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、原因が特別防除であるときは、適切な補償、地域住民等関係者への原因説明など適切な事後措置を講ずるものとする。
- (4) 1の特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林以外の森林で薬剤による防除が必要なものについては、地上からの薬剤による防除等を適切に実施するものとする。
- (5) 森林病害虫等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化に努め、特別防除の効果の確保を図るものとする。